



令和6年8月29日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第10報)

国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区の通行止め解除について

令和6年8月29日 15時00分

令和6年8月28日20時00分より、全面通行止めを実施していましたが国道10号^{りゅうがみず}鹿児島市竜ヶ水地区において、走行の安全が確認されたため、本日（8月29日）15時20分をもって通行止めを解除します。

通行止め解除区間

【国道10号】 ^{かごしまけん あいらししげとみ}鹿児島県始良市重富から ^{かごしまけん かごしましよしのちょういそ}鹿児島県鹿児島市吉野町磯
までの間（延長11.3km）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 ^{りゅう ひろふみ} 龍 博文

品質確保課長 ^{おばた じゅんいちろう} 小畑 淳一郎

TEL：099-216-3111（代表）